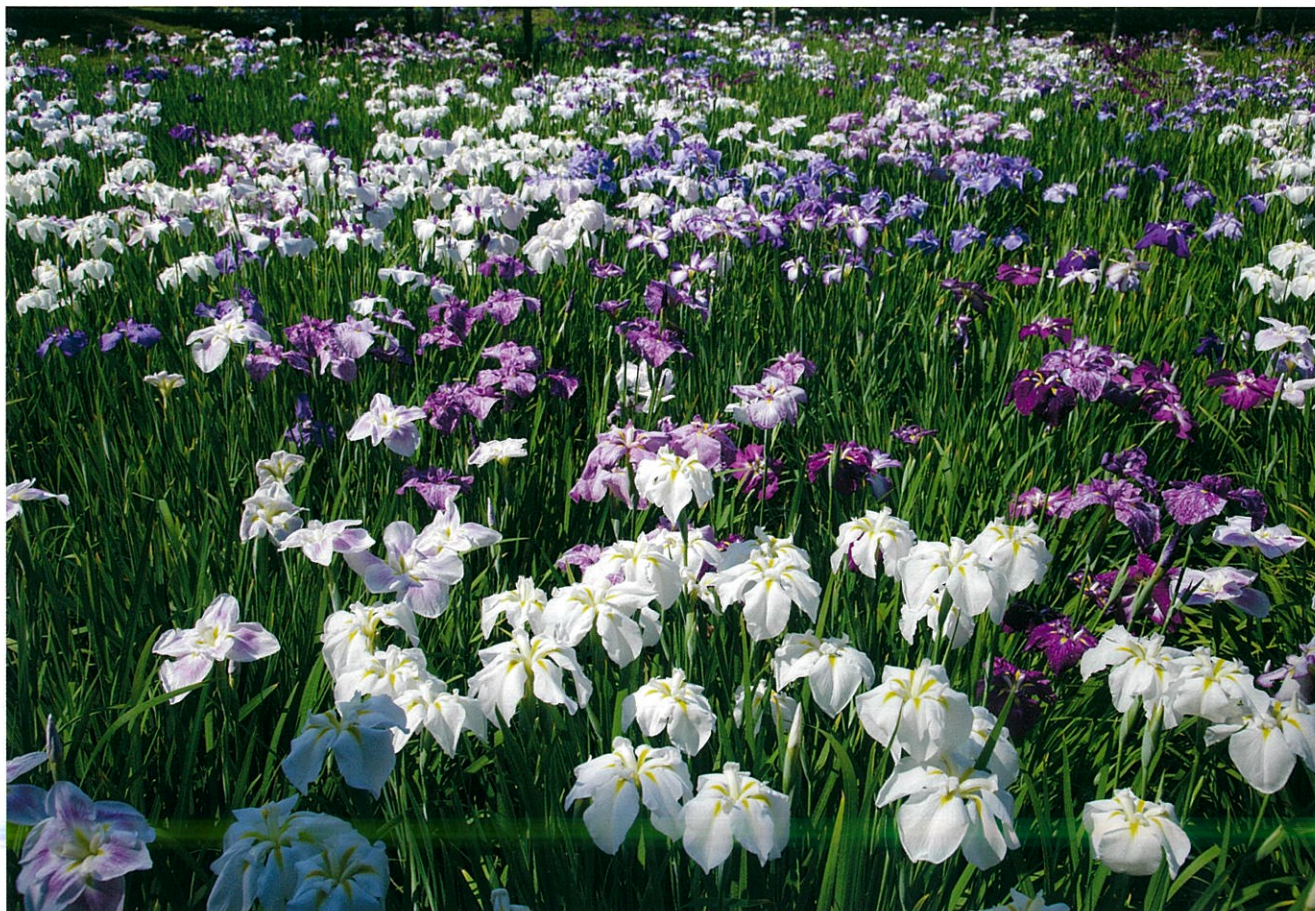


久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保 一 則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493 (24) 1818
FAX 0493 (24) 1843



菖蒲

掲 載 役員給与 損金算入するための支給要件を中心に

6月

2024 (令和6年)
水無月 - JUNE -

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

6月の税務と労務

国 税	5月分源泉所得税の納付	6月10日	地方税	個人の道府県民税・都民税及び市町
国 税	所得税の予定納税額の通知			村民税・特別区民税の納付(第1期分)
		6月15日		市区町村の条例で定める日
国 税	4月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	7月1日	労 務	健康保険・厚生年金保険被保険者
国 税	10月決算法人の中間申告	7月1日	労 務	賞与支払届 支払後5日以内
国 税	7月、10月、1月決算法人の消費税等 の中間申告(年3回の場合)	7月1日	労 務	児童手当現況届(市区町村役場から 通知が届いた場合) 7月1日

ワンポイント 日本標準産業分類の改定

総務省が定める、統計の相互比較性と利用の向上を図る目的で設定された統計基準。税制でも非上場株式の株価計算や消費税の簡易課税制度などの業種判定で利用されるもので、今年4月から業種の細分類項目に「食料品スーパーマーケット」や「介護医療院」を新設するなどの改定が行われています。



役員給与

損金算入するための 支給要件を中心に

一般的に役員給与とは、毎月の役員報酬や、ボーナスとして支払われる役員賞与などを言います。

役員とは、従業員として業務に従事する人ではなく、会社の経営側の立場にいる人を指します。社内・社外を問わず役員に支給される報酬などは役員給与に該当します。

従業員に対して支払われる給与と異なり、役員の報酬や賞与の損金算入には様々な要件が付されていて、税務調査において要件不備を指摘され損金算入を否認されるなどトラブルになることが少なくありません。

今回は、役員給与を損金の額に算入するための、定期同額給与と事前確定届出給与を中心に適用要件等をみていきます。

1 役員範囲

法人税法では、次の(1)と(2)に該当する者を役員とする旨規定しています。

- (1) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
- (2) (1)以外の者で次のいずれかに該当する者
 - ① 法人の使用人以外のものでその法人の経営に従事しているもの
 - ② 同族会社の使用人のうち、その会社の株主グループをその所有割合の大きいものから順に並べた場合にその使用人が所有割合50%を超える第一順

位の株主グループに属するなどの要件を全て満たすものでその会社の経営に従事しているもの

2 役員給与に含まれる経済的利益

役員給与の額には金銭により支払われるものだけでなく、次の経済的利益等も含まれます。

- ・ 役員に贈与した資産
- ・ 時価よりも低額で役員に譲渡した資産の時価と譲渡価額との差額
- ・ 役員への金銭の無利息貸付や返済の免除
- ・ 役員の家賃の免除や生命保険料の一部負担

3 損金算入が可能な役員給与

役員給与は、定められた要件を満たせば損金算入が可能です。役員給与の種類と損金算入の適用要件は次のとおりです。

なお、これらに該当するものであっても、不当に高額な部分は損金の額に算入されません。

(1) 定期同額給与

定期同額給与は、毎月同額で役員に支払われる給与等で事前の税務署への届け出は不要です。

従業員であれば、超過勤務手当のような加算金額がありますが、役員に支払われる給与の額が変動することはありません。

【ポイント】

法人税法上、定期同額給与として認められる役員給与の変更(増額又は減額)が行えるのは、原則として、事業年度開始の日から3か月を経過する日(以下「3か月経過日」といいます。)までの間です。

また、その事業年度において、

- ・ その役員の職制上の地位や職務内容に重大な変更があった場合(以下「臨時改定事由」といいます。)
 - ・ その法人の経営状況が著しく悪化した場合(以下「業績悪化改定事由」といいます。)
- があれば、3か月経過日を過ぎた後でも給与額の変更

表1 事前届出書の提出期限

1	原則(①又は②のうち、いずれか早い日) ^(注)
①	株主総会の決議によりその定めをした場合、その決議をした日から1か月を経過する日
②	その会計期間開始の日から4か月を経過する日
2	臨時改定事由が生じたことにより事前確定届出給与に関する定めをした場合(③又は④のうち、いずれか遅い日)
③	上記①又は②のうち、いずれか早い日 ^(注)
④	臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日
3	既に事前届出書を提出している法人が事前確定届出給与に関する定めを変更する場合
⑤	臨時改定事由があった場合、決議をした日から1か月を経過する日と直前届出に係る給与の支給の日の前日とのいずれか早い日
⑥	業績悪化改定事由があった場合、変更に関する株主総会の決議をした日から1か月を経過する日

(注) 新設法人はその設立後2か月を経過する日

表2 事例・3月決算法人 役員Aに対して10月・3月に賞与を支給

	2024.4.1	2024.6.25	2024.10.15	2025.3.15	2025.3.31
事前届出書	事業年度開始	株主総会	A に対する 第1回賞与	A に対する 第2回賞与	事業年度終了
記載事項			200万円	200万円	
実際の支給			100万円	200万円	
損金不算入額			100万円	200万円	
《損金不算入とされる理由・全ての支給が定めどおりに行われていない》					

が認められ、損金算入が可能です。

(2) 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、事前に指定した日にまとめて支払われる給与等です。役員賞与は、基本的に事前確定届出給与として支払います。

役員賞与は原則として損金算入はできませんが、事前に「事前確定届出給与に関する届出書」（以下「事前届出書」といいます。）を税務署に届け出ることによって損金算入が可能となります。

事前届出書の提出期限は、原則として「株主総会等の決議によりその定めをした場合におけるその決議をした日から1か月を経過する日」と「その会計期間開始の日から4か月を経過する日」のうち、いずれか早い日です。また、臨時改定事由が生じたことにより事前確定届出給与に関する定めをした場合や、事前確定届出給与に関する定めを変更する場合などは、別途、提出期限が定められています（表1参照）。

【ポイント】

事前確定届出給与は、損金算入のための適用要件が厳密で、事前届出書に記載した支給日に記載した通りの金額を支払わなければなりません。

もし事前届出書記載の支給額と実際の支払額が異なる場合は、その支払は事前確定届出給与に該当せず、損金算入が否認されます。特に、複数回の支給を事前届出書に記載したにもかかわらず、これと異なる支払をした場合は表2のとおり、届出期間中の全ての支払

について損金算入が認められなくなるので、注意が必要です。

(3) 業績連動給与

定期同額給与と事前確定届出給与の他、会社の利益に応じて支払われる業績連動給与も役員給与の一つです。

しかし、業績連動給与を支払うには、定められた指標を基に報酬額を算定し、有価証券報告書に記載しなければならないため、株式を公開していない非上場会社は利用できません。

4 まとめ

以上、定期同額給与と事前確定届出給与の適用要件をみてきました。税務上、役員賞与はかねてより利益処分の一つとみられ、また利益調整の手段として利用されやすい側面があることから損金算入が認められてきませんでした。

このような経緯から事前確定届出給与については特に適用要件が厳しく設定されていますが、業績予想や資金繰りを事前にしっかり検討し、適切に活用すれば、法人の利益確保に貢献するという役員のモチベーション向上につながる有用なものとなります。

【参考資料】

国税庁タックスアンサー

No5211「役員に対する給与」



ハローワークの「生涯現役支援窓口」

全国のハローワークのうち300か所（令和6年2月時点）において、「生涯現役支援窓口」が設けられ、再就職などを旨とする概ね60歳以上の方を対象とした各種サービスが行われています。

次の特徴があります。

- ① シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報を提供
- ② 多様な就業ニーズなどに応じた情報を提供

- ③ シニア世代の方に適した、各種ガイダンス・職場見学等を実施

なお、ガイダンスや職場見学等は、事前の予約が必要な場合があります。

当該窓口を設置しているハローワークは、「ハローワーク 生涯現役支援窓口」のキーワードで検索することができます。

税金クイズ

江戸時代の税金は年貢が中心で、江戸幕府は全国各地の幕府領から年貢米を徴収し、江戸に運んでいました。元和6（1620）年に、幕府は日本最大の米蔵を設置しましたが、それは次のうちどれでしょうか。

- ① 本所御蔵^{おくら}
- ② 竹橋御蔵
- ③ 浅草御蔵

【解説】

江戸幕府最大の米蔵は「浅草御蔵」です。元和6（1620）年、浅草御蔵は隅田川の西岸に設置されました。その敷地面積は2万坪（東京ドーム1.4個分）以上もありました。収納量は30万石から50万石もあったと言われています。現在、この地域は「蔵前」と呼ばれています。

浅草御蔵のほかにも、幕府の米蔵はありました。享

保19（1734）年には、本所御蔵が新設されました。本所御蔵には、10万石から20万石ものお米が詰められていました。このほか、代官町や竹橋、浜などにも米蔵がありました。江戸時代中期に、これらの米蔵は統廃合され、浅草御蔵と本所御蔵、竹橋御蔵、浜御蔵が残りました。

浅草御蔵のお米は、主に武士の給料として使われました。春・夏・冬の年3回、旗本や御家人といった幕臣に支給されました。給料日には、武士たちが御蔵の役所へ押し寄せて、順番を待ちました。ここで、何百俵もの米俵を渡される武士もいました。しかし、大都市の江戸で生活する上では、お金が必要です。そのため、大量のお米を受け取って、運送し、換金するという大変な手続を行う必要がありました。こうした事情から、これらを代行する札差（ふださし）という商人も登場しました。

正解は、③浅草御蔵でした。

（出典：税務大学校税務情報センター）

一時所得となるもの

臨時的、偶発的な収入で対価性のない次のようなものは、一時所得となります。

- ・懸賞や福引きの賞金品
- ・競馬や競輪の払戻金
- ・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金
- ・法人から贈与された金品（事業の取引先から贈与された金品は事業所得になります）
- ・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

一時所得は、継続的に生ずる所得に比して担税力が弱いことから、超過累進税率の適用緩和が図られており、課税対象となる金額は、特別控除額（最高50万円）を控除し、さらにその2分の1の金額を他の所得の金額と合計して、納める税額を計算します。

なお、宝くじの当せん金、心身に受けた損害に対する賠償金や慰謝料などは非課税です。

KEY WORD

妊娠・出産・子育て費用と贈与税

親子間や夫婦間で、生活費に充てるために財産を贈与することがありますが、通常必要と認められるものについては扶養義務の履行として贈与税は発生しません。ここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、次の妊娠・出産・子育てに関する費用はこれに含まれます。

- 1 **妊娠に関する費用**：不妊治療、妊婦健診、妊娠に起因する疾患の治療、医薬品に要する費用など
- 2 **出産に関する費用**：分べん費、入院費、検査・薬剤料、処置・手当料、その他出産のための入院から退院までに要する費用、出産に起因する疾患の治療・医薬品、産婦健診・産後ケアに要する費用など
- 3 **子育てに関する費用**：受贈者の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品、入園料、保育料、施設設備費、その他育児に伴って必要な費用など